

令和5年度（2023年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項の改訂について
このことについて、令和4年11月9日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡「2. 新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」に基づき、下記のとおり改訂しましたので、対応いただくようお願いいたします。

※なお、主な変更点は次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合に必要な添付書類について、改訂前は医師の診断書等を求めていたが、改訂後はこれを不要とした。ただし、様式17「追検査に係る理由書」、様式31「特別措置1に係る理由書」、様式34「特別措置2に係る理由書」をそれぞれ代替書類として求めることにした。

記

1 様式16「後期（一般）選抜の追検査受検願」の改訂について

改訂前	改訂後
(注) 2 理由を証明する書類(医師の診断書等)を添付すること。なお、(2)、(3)に該当する場合のうち、理由を証明する書類が添付できない場合は、様式16と併せて、様式17を添付すること。	(注) 2 (1)、(2)、(3)に該当する場合は、理由を証明する書類として、様式16と併せて、様式17を添付すること。また、(4)、(5)に該当する場合は、理由を証明する書類(医師の診断書等)を添付すること。

2 様式30「新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置1適用申請書」の改訂について

改訂前	改訂後
(注) 2 理由を証明する書類(医師の診断書等)を添付すること。なお、(2)、(3)に該当する場合のうち、理由を証明する書類が添付できない場合は、様式30と併せて、様式31を添付すること。	(注) 2 (1)、(2)、(3)に該当する場合は、理由を証明する書類として、様式30と併せて、様式31を添付すること。また、(4)、(5)に該当する場合は、理由を証明する書類(医師の診断書等)を添付すること。

3 様式33「新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置2適用申請書」の改訂について

改訂前	改訂後
(注) 2 理由を証明する書類(医師の診断書等)を添付すること。なお、(2)、(3)に該当する場合のうち、理由を証明する書類が添付できない場合は、様式33と併せて、様式34を添付すること。	(注) 2 (1)、(2)、(3)に該当する場合は、理由を証明する書類として、様式33と併せて、様式34を添付すること。また、(4)、(5)に該当する場合は、理由を証明する書類(医師の診断書等)を添付すること。